

○経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査の対象）</p> <p>第五条 経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（調査困難地域内にある事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域をいう。</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第七条 経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからチまで及び第二号に掲げる事項を、乙調査の場合には第一号イからニまで及びリに掲げる事項</p>	<p>（調査の対象）</p> <p>第五条 経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（調査事項等）</p> <p>第七条 経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからヘまで及び第二号に掲げる事項を、乙調査の場合には第一号イからニまで及びトに掲げる事項</p>

を調査する。

一 事業所に関する事項

イ 〳へ (略)

ト 単独事業所・本所・支所の別

チ 事業に係る売上金額、収入金額その他の収

益の額の合計額

リ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

二 企業に関する事項

イ 〳リ (略)

ヌ 組織全体の常用雇用者数

ル 組織全体の主な事業の内容

ヲ 組織全体の事業に係る売上金額、収入金額

ヲ 支所の有無及びその数

カ 本所の名称

ヨ 本所の所在地及び電話番号

2 (略)

(統計調査員)

第八条 (略)

2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区(市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

を調査する。

一 事業所に関する事項

イ 〳へ (略)

(新設)

(新設)

ト 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

二 企業に関する事項

イ 〳リ (略)

ヌ 法人全体の常用雇用者数

ル 法人全体の主な事業の種類

(新設)

ヲ 支所の有無及びその数

カ 本所の名称

ヨ 本所の所在地及び電話番号

2 (略)

(統計調査員)

第八条 (略)

2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、次の各号に掲げる調査事業所に係る調査票の配布及び取集、担当調査区(市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

-
- 一 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。以下同じ。）の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社に関し法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計である事業所・企業統計（指定統計第二号）を作成するために平成十八年に実施した調査（以下「平成十八年事業所・企業統計調査」という。）により得られた結果が次に掲げる全ての要件に該当するもの（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 常用雇用者数が五千人未満であること。
 - ロ 支所の数が十未満であること。
 - 二 会社の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が平成十八年事業所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所として又は調査日における所在地と同一の所在地において行つていないもの
 - 三 前二号に掲げる調査事業所以外の会社の調査事業所のうち当該調査事業所を有する会社の支所となる調査事業所であつて、平成十八年事業所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有する会社の支所となる調査事業所として又は調査日における所在地と同一の所在地において行つていないもの
 - 四 会社以外の法人（国、地方公共団体、独立行
-

(削る)
(削る)
(削る)

3
5 (略)

(名簿等の作成)

第十一条 総務大臣は、経済センサス基礎調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前把握確認票

政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）
国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）
大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）
地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
及び外国の法人を除く。第五号及び第六号を除き、以下同じ。）の調査事業所

五| 外国の法人の調査事業所
六| 法人以外の団体の調査事業所
七| 事業を営む個人の調査事業所

3
5 (略)

(名簿等の作成)

第十一条 総務大臣は、経済センサス基礎調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査事前名簿（以下「事前名簿」という。）を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に企業構造の事前把握確認票

を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前把握確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿（以下「調査用名簿」という。）を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

第一欄	一 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（いずれも指定地
第二欄	調査員（第八
第三欄	一の項第一欄に掲げる調査員
第四欄	調査員
第五欄	一の項第一欄に掲げる調査員

を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び企業構造の事前把握確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。

（調査の方法及び期間）

第十二条 第八条第二項各号（同項第三号を除く。）に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同項第一号、第二号、第四号及び第七号に掲げる調査事業所にあつては調査員（同条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この項、第三項及び第十四条第三項において同じ。）が調査票を担当調査区内の第八条第二項第一号、第二号、第四号又は第七号に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を経営する個人の本所となる調査事業所ごとに、同項第五号及び第六号に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び取集することにより行う。

域（東日本大 震災の影響に より経済セン サス基礎調査 の実施に大き な支障が生じ ている地域と して総務大臣 の定める地域 をいう。以下 同じ。）内に あるものを除 く。） イ 調査用名 簿に記載さ れていない もの ロ 次に掲げ る全ての要 件に該当す るもの (1) 本所と なる調査 事業所の みを有す る企業の	う指導 員を含む。 この 下、第 十四条 第一項 及び第 十五条 第一項 におい て同じ 。）
---	--

ハ
件に該当する全ての要件に次掲げ
と。でないこと。
調査事業所
。以下の調査
をいう。
するもの
臣が指定
ち総務大
企業のうち
を有する
調査事業所
ている調査
記載され
用名簿に
業（調査
業）指定企
(2) 業
ること。
されてい
簿に記載
調査用名
所として
調査事業

二 企業 の調査 事業所 のうち 次の掲 げに全 ての要 件に該	(1)るもの 本所と なる調査 事業所 であるか 又は支 所とな る調査 事業所 であるか あるかの 別が不明 であるも のとして 調査用名 簿に記載 されてい ること。 (2)る 事業所 の調査 事業所 がないこ と
総務 大臣	
二の項 第一欄 に掲げ る調査	
市長（ 特別区 の長を 含む。	
二の項第 一欄に掲 げる調査 事業所を	

イ	当するもの 本所とな る調査事 業所又は 支所とな る調査事 業所とし て調査用 名簿に記 載されて いること。	ロ	指定企業 の調査事 業所でない こと。	ハ	支所とな る調査事 業所を有 する調査 事業所とし て調査用 名簿に記 載されて いること。	ニ	従業員数 が三十人 未満であ る企業
---	--	---	------------------------------	---	--	---	-----------------------------

事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。

以下同
じ。）

有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

業の調査事業所として
事前名簿に記載されて
いるものを有する企業
の調査事業所であるこ
と。
ホ 同一の市
（特別区を
含む。以下
同じ。）の
区域内に全
ての調査事
業所を有す
る企業の調
査事業所と
して事前名
簿に記載さ
れているも
のを有する
企業の調査
事業所であ
ること。

三 企業の調査
事業所のうち
次に掲げる全
ての要件に該
当するもの
イ 本所とな
る調査事業
所又は支所
となる調査
事業所とし
て調査用名
簿に記載さ
れているこ
と。
ロ 指定企業
の調査事業
所でないこ
と。
ハ 支所とな
る調査事業
所を有する
企業の調査
事業所とし
て調査用名
簿に記載さ
れているこ
と。

総務大臣

三の項
第一欄
に掲げ
る調査
事業所
を有す
る企業
の本所
となる
調査事
業所と
して調
査用名
簿に記
載され
ている
調査事
業所に
調査票
を送付
すること。

都道府
県知事

三の項第
一欄に掲
げる調査
事業所を
有する企
業の本所
となる調
査事業所
から調査
票を回収
すること。

ニ 従業員数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。

ホ 同一の都道府県の区域内に多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所）

<p>四 企業の調査 事業所のうち 次に掲げるも の次に掲げ る全ての要 件に該当す るもの (1) 本所と なる調査 事業所又 は支所と なる調査 事業所と して調査 するに 記載され ていない 調査事</p>	<p>除く。)と して事前名 簿に記載さ れているも のを有する 企業の調査 事業所であ ること。</p>
<p>臣 総務大</p>	
<p>四の項 第一欄 に掲げ る調査 事業所 を有す る企業 の本所 となる 調査事 業所と して調 査用名 簿に記 載され ている 調査事</p>	
<p>臣 総務大</p>	
<p>四の項第 一欄に掲 げる調査 事業所を 有する企 業の本所 となる調 査事業所 から調査 票を回収 すること</p>	

簿に記載	て事前名	業所とし	の調査事	ある企業	人未満で	数が三十	(4) 従業者	と。	ているこ	記載され	用名簿に	して調査	事業所と	業の調査	有する企	事業所を	なる調査	(3) 支所と	ないこと	事業所で	業の調査	(2) 指定企	と。	ているこ
------	------	------	------	------	------	------	---------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	------	------	------	---------	----	------

業所に	調査票	を送付	するこ	と。
-----	-----	-----	-----	----

(5) | されてい
るものを
有する企
業の調査
事業所で
あること
の都道府
県の区域
にわたつ
て調査事
業を有
する企業
の調査事
業所(同
一の都道
府県の区
域内に大
多数の調
査事業所
を有する
企業の調
査事業所
を除く。
として

ロ

事業所	業の調査	(2) 指定企	と。	ているこ	記載され	用名簿に	して調査	事業所と	なる調査	は支所と	事業所又	なる調査	(1) 本所と	るもの	件に該当す	る全ての要	次に掲げ	ること。	業所であ	の調査事	する企業	ものを有	れている	に記載さ	事前名簿
-----	------	---------	----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	-----	-------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

業の有るものさい簿て業のあ人又数(4)とて記用して事業有事業なる(3)支°ないこと
のするものさい簿て業のあ人又数(4)とて記用して事業有事業なる(3)支°ないこと
のするものさい簿て業のあ人又数(4)とて記用して事業有事業なる(3)支°ないこと

五 事業所のうち 企業の調査	(2) 指定企 業の調査 事業所で あること と。 ているこ 記載され 用名簿に して調査 事業所と 業の調査 有する企 事業所を なる調査 (1) 支所と るもの 件に該当す る全ての要 ハ 次に掲げ あること 事業所で
臣 総務大	
第一欄 五の項	
臣 総務大	
一欄に掲 五の項第	

るもの	件に該当するもの	口次に掲げる全ての要件に該当するもの	簿に記載されていないもの	イ調査用名簿に記載されていないもの	あるものに限る。	指定地域内に	所にあつては	体の調査事業	法人以外の団	査事業所及び	国の法人の調	げるもの、外	らハまでに掲	所のうちイか	業の調査事業	査事業所（企	外の団体の調	所及び法人以	人の調査事業	の、外国の法	次に掲げるも
-----	----------	--------------------	--------------	-------------------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に調査	る調査	事業所	に調査	票を送	付する	こと。
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

げる調査	事業所か	ら調査票	を回収す	ること。
------	------	------	------	------

ハ

なる	は	あ	事	な	(1)	る	件	る	ハ	°	な	事	業	(2)	る	さ	簿	調	所	調	る	み	事	な	(1)	本
なる	支	る	業	なる	本	も	に	全	次		い	業	の	指	こ	れ	に	査	と	査	企	を	業	なる	所	
調	所	か	所	調	所	の	該	て	に		こ	所	調	定	と	て	記	用	し	事	業	有	の	調	と	
査	と	又	で	査	と	す	当	の	掲		と	で	査	企		い	載	名	て	業	の	す	の	査	と	

ニ

調査用名	所として	調査事業	る企業の	みを有す	事業所の	なる調査	(1) 本所と	るもの	件に該当す	る全ての要	次に掲げ	ないこと	(2) 事業所の調査	指定企	ること。	されてい	簿に記載	調査用名	のとして	であるも	別が不明	あるかの	事業所で
------	------	------	------	------	------	------	---------	-----	-------	-------	------	------	------------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------

簿に記載
 されてい
 ること。
 (2) 指定企
 業の調査
 事業所で
 あること

備考 この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。

(削る)

2

第八条第二項各号（同項第三号を除く。）に掲げる調査事業所以外の調査事業所に係る甲調査は、次の各号に掲げる調査事業所にあつては、当該各号に定める者が調査票を当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人又は会社の本所となる調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

一 次に掲げる調査事業所 市町村長
 イ 市町村が設立した地方独立行政法人（都道

府県及び市町村が設立したものを除く。）の調査事業所

ロ 会社の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社に関し平成十八年事業所・企業統計調査により得られた結果が次に掲げる全ての要件に該当するもの（第八条第二項第二号に掲げるものを除く。）。ただし、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が総務大臣の定める地域に所在する場合にあつては、総務大臣が定める調査事業所とする。

二(1) 常用雇用者数が五千人未満であること。
(2) 支所の数が十以上三十未満であること。

二

イ 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した地方独立行政法人の調査事業所

ロ 会社の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社に関し平成十八年事業所・企業統計調査により得られた結果が次に掲げる全ての要件に該当するもの（第八条第二項第二号に掲げるものを除く。）。ただし、当該

調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が総務大臣の定める地域に所在する場合にあつては、総務大臣が定める調査事業所とする。

(1) 常用雇用者数が五千人未満であること。

(削る)

3 |
| 第八条第二項第一号、第二号、第四号及び第七
| 号並びに前項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ニに
| 掲げる調査事業所のうち当該調査事業所を有する
| 会社、会社以外の法人又は事業を営営する個人の
| 支所となる調査事業所であつて、平成十八年事業
| 所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有す
| る会社、会社以外の法人若しくは事業を営営する
| 個人の支所となる調査事業所として又は調査日に
| おける所在地と同一の所在地において行つていな
| いものに係る甲調査は、前二項の規定により行う

三 |
| 次に掲げる調査事業所 総務大臣
| 独立行政法人の調査事業所
| 国立大学法人の調査事業所
| 大学共同利用機関法人の調査事業所
| 会社の調査事業所であつて、当該調査事業
| 所を有する会社に関し平成十八年事業所・企
| 業統計調査により得られた結果が次に掲げる
| いずれかの要件に該当するもの（第八条第二
| 項第二号に掲げるものを除く。）ただし、
| 当該調査事業所を有する会社の本所となる調
| 査事業所が総務大臣の定める地域に所在する
| 場合にあつては、総務大臣が定める調査事業
| 所とする。

(2) | 支所の数が三十以上百未満であること。
| (1) | 常用雇用者数が五千人以上であること。
| (2) | 支所の数が百以上であること。

2| 乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3| 前二項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間において行う。

第十三条 市町村長は、前条第一項の表の一の項及び二の項に掲げる調査事業所に係る甲調査又は市町村の調査事業所に係る乙調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第一項の表の三の項に掲げる調査事業所に係る甲調査若しくは都道府県の調査事業

ものほか、調査員が調査票を担当調査区内の同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第七号又は前項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号二に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を經營する個人の支所となる調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

4| 乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

5| 前各項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間において行う。

(期間の変更)

第十三条 市町村長は、第八条第二項各号に掲げる調査事業所若しくは前条第二項第一号に掲げる調査事業所に係る甲調査又は市町村の調査事業所に係る乙調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第五項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第二項第二号に掲げる調査事業所に係る甲調査(同条第三項の規定により行う甲調

所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第一項の表の四の項及び五の項に掲げる調査事業所に係る甲調査若しくは国の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)

(報告の義務及び方法)

第十四条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

査を除く。)若しくは都道府県の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第五項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第二項第三号に掲げる調査事業所に係る甲調査(同条第三項の規定により行う甲調査を除く。)若しくは国の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第五項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)

(報告の義務及び方法)

第十四条 経済センサス基礎調査に当たっては、第七条第一項各号に掲げる事項のうち、甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項(第十二条第三項の規定により行う甲調査にあつては、第七条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ワ及びカに掲げる事項に限る。)について、調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)が報告しなければならない。ただし、第八条第二項第一号、第二号、第四号及び第七号並びに第十二条第二項各号に掲げる調査事

三 第十二条第	二 第十二条第 一項の表の二 に掲げる調査事 業所	一 第十二条第 一項の表の一 に掲げる調査事 業所
三の項	二の項 第一欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所の事業主	一の項 第一欄 に掲げる調査 事業所の事業 主
三の項第一欄に	二の項第一欄に 掲げる調査事業 所を有する企業 に関する調査事 項及び同欄に掲 げる調査事業所 に関する調査事 項	一の項第一欄に 掲げる調査事業 所を有する企業 、外国の法人又 は法人以外の団 体に関する調査 事項及び一の項 第二欄に掲げる 事業主が管理す る調査事業所に 関する調査事項
調査票に	調査票に 記入し、 市長に当 該調査票 を提出す ること。	調査票に 記入し、 調査員に よる当該 調査票の 取集に応 じ、及び 調査員の 質問に答 えること 。

業所にあつては、同条第三項の規定により行う甲調査を除き、当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を経営する個人の本所となる調査事業所の事業主が当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を経営する個人の調査事業所の甲調査の調査に係る事項について一括して報告しなければならない。

五 第十二条第	四 第十二条第 一項の表の四 に掲げる調査事 業所	一 項の表の三 に掲げる調査事 業所
五の項	四の項 第一欄 に掲げる 調査事 業所を有 する企業 の本所と なる調査 事業所の 事業主	第一欄 に掲げる 調査事 業所を有 する企業 の本所と なる調査 事業所の 事業主
五の項第一欄に	四の項第一欄に 掲げる調査事業 所を有する企業 に 掲げる調査事業 所及び同欄に掲 げる調査事業所 に関する調査事 業所	掲げる調査事業 所を有する企業 に 掲げる調査事業 所及び同欄に掲 げる調査事業所 に関する調査事 業所
調査票に	調査票に 記入し、 総務大臣 に当該調 査票を提 出するこ と。	記入し、 都道府県 知事に当 該調査票 を提出す ること。

業所	主		
一の項の表の五 掲げる調査事	の事業所	に掲げる調査	に掲げる調査事業
業所	業所	る調査	所を有する企業
		る調査	、外国の法人又
		る調査	は法人以外の団
		る調査	体に関する調査
		る調査	事項及び五の項
		る調査	第二欄に掲げる
		る調査	事業主が管理す
		る調査	る調査事業所に
		る調査	関する調査事項
			記入し、
			総務大臣
			に当該調
			査票を提
			出すこと
			と。

- 2| 乙調査は調査事業所の事業主が調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより、報告しなければならない。
 - 一| 市町村の調査事業所 市町村長
 - 二| 都道府県の調査事業所 都道府県知事
 - 三| 国の調査事業所 総務大臣
 - 3| 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。
- (削る)

(新設)

- 2| 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。
- 3| 前二項の報告は、第八条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査の場合には調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、第十二条第二項各号に掲

(調査票等の提出等)

第十五条 統計調査員は、第十二条第一項の表の一の項の規定により調査事業所から収集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十二条第一項の表の二の項及び同条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その

げる調査事業所に係る甲調査(同条第三項の規定により行う甲調査を除く。)及び乙調査の場合には調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより行うものとする。

一 第十二条第二項第一号に掲げる調査事業所及び

市町村の調査事業所 市町村長

二 第十二条第二項第二号に掲げる調査事業所及び

都道府県の調査事業所 都道府県知事

三 第十二条第二項第三号に掲げる調査事業所及び

国の調査事業所 総務大臣

(調査票等の提出等)

第十五条 統計調査員は、前条第三項の規定により第八条第二項各号に掲げる調査事業所から収集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに前条第三項の規定により同項第一号に掲げる調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その

他の関係書類並びに第十二条第一項の表の三の項及び同条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

他の関係書類並びに前条第三項の規定により同項第二号に掲げる調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十六年に実施する経済センサス基礎調査においては、統計法第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計を作成するための調査と共通の調査票様式（乙調査を除く。）を用いて同時に実施することとする。
- 3 平成二十六年に実施する甲調査（平成二十五年に実施する工業統計調査（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である工業統計を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第二十一条第二項の規定により経済産業大臣が保存している調査票の内容（同規則第六条第一項第十四号及び同条第二項第十号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。
- 4 平成二十六年に実施する甲調査（平成二十六年に実施する特定サービス産業実態調査（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である特定サービス産業実態統計を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）第十八条第二項の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第八号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転

写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。

5 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）の項の下欄を次のように改める。

第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項、第十四条第一項（第十二条第一項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十五条（第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十四条第一項（第十二条第一項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第二項の規定により収集若しくは回収又は提出の手続を行うものに限る。）

○ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）抄（傍線部分は改正部分）

改正案

別表（第三条関係）	
法令名	条項
（略）	（略）
経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百五号）	第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項、第十四条第一項（第十二条第一項の表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十五条（第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十四条第一項（第十二条第一項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項の規定により取集若しくは回収又は提出の手続を行うものに限る。）

現行

別表（第三条関係）	
法令名	条項
（略）	（略）
経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百五号）	第十四条第三項（第十二条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査（同条第三項の規定により行う甲調査を除く。）及び乙調査の報告に係る部分に限る。）並びに第十五条第二項及び第三項（第十四条第三項の規定に基づき報告された第十二条第二項各号に掲げる調査事業所に係る甲調査（同条第三項の規定により行う甲調査を除く。）及び乙調査の提出に係る部分に限る。）

